

可視化の現在 立会いの未来

検察官の証人尋問から明らかになった呆れた特捜捜査の実態 —プレサンス元社長冤罪事件国賠訴訟

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部

1 ● 担当検察官の証人尋問

プレサンス元社長冤罪事件については、この連載でも何度か報告してきた（本誌2021年12月号、2022年1月号、2月号、2023年6月号、11月号）が、大阪地裁第12民事部（小田真治裁判長、大谷智彦、伊藤佳子裁判官）は、山岸忍氏が提起した国賠訴訟において、捜査を担当した4人の検察官の証人を採用し、2024年6月11日、14日、18日の3日間の期日でその尋問が実施された。当該各検察官の尋問で明らかになったのは、大阪地検特捜部検察官らの、取調べが可視化されている中での、異常ともいえる取調べの態様であった。

2 ● プレサンス元社長冤罪事件の概要

プレサンス元社長冤罪事件の捜査は、M学院が売却した校地の手付金21億円がM学院の元理事長によって横領されたことが発覚したことに端を発する。横領された21億円のうち、18億円は、プレサンス社の取引先であったT社のY社長を通じて、プレサンス元社長の山岸氏に返済されていた。山岸氏は部下K及びY社長の依頼によって、M学院の再建のために18億円を貸し付けてほしいと頼まれ、個人資産からT社に貸し付けていたからであった。山岸氏の認識は、T社から学校に貸し付けられたお金が、学校から返済され、さらにそこから山岸氏に返済されたというものだった。ただその経過の中で、山岸氏にも想定外の問題が生じていた。山岸氏の認識では学校に貸し付けられたはずの18億円が、実際には学校には入金されず、元理事長が個人的に同金員を費消していたのである。そのため、元理事長は、学校から横領をした上で18億円を返済していた。山岸氏はそのような事情は一切関知していなかった。

ところが、大阪地検特捜部は、異なる見立てを持った。元理事長は、部下KやY社長に学校の経営権を取

得するための資金（M&A資金）であると説明していた、そして山岸氏も、T社に18億円を貸し付ける時点で、元理事長個人への貸付けであると知っていたはずだとの見立てである。この見立てを前提とすれば、将来の横領を前提に貸し付けたといえるのであるから、山岸氏も横領の共犯に問えると考えたのである。しかし実際には、山岸氏は、学校に対して再建資金として貸し付けられると聞いていたからこそ、18億円もの金額を拠出した。もしこれが、見知らぬ元理事長個人への貸付けであったならば、18億円もの金額を、しかも横領を前提に貸し付けるなどということはない。山岸氏の主張は一貫しており、かつ合理的なものであった。しかも実際に元理事長は、スポンサー探しにあたって、資料まで用意して学校への貸付けになると説明しており、部下KやY社長にも同様の説明をしていた（法人貸付スキーム）。部下KやY社長が、山岸氏に法人貸付スキームに基づく説明をしたことに何の不自然さもなかった。

3 ● 特捜部の異常な捜査

特捜部は、上記特捜部の独自の見立てに基づき、部下KやY社長を逮捕し、山岸氏の関与を問い質した。その取調べの全過程が可視化されていた。その結果、特捜部検察官による異常ともいえる取調べの実態が明らかになった。

部下KとY社長は、いずれも逮捕後3日間、山岸氏には学校への貸付けと説明したと供述し、山岸氏の関与を否定した。これに対し、Y社長の取調べを担当したS検事は、逮捕4日目の夜、Y社長に対し、山岸氏の関与を認めないと、21億円の横領を実行した元理事長と同じくらい情状が悪いなどと脅迫した。S検事の言葉に驚いたY社長は、「助けてください。協力して何でもしゃべる」などと述べた上で、山岸氏の関与を認めるかのような供述を始めた。また、部下Kの取調べを担当したT検事も、部下Kに対してその供述を

虚偽と決めつけ、机を叩く、大声で怒鳴り続けるなどして、山岸氏の関与を認める供述を強要した。そして、逮捕5日目の夜、T検事は、法人貸付スキームによる説明は、山岸氏を騙したことになるとして、部下Kに対して「プレサンスの評判を貶めた大罪人だ。賠償は10億、20億で済まない。その賠償を負う覚悟があるのか」などと脅迫した。その結果、部下Kも山岸氏の関与を認める供述を始めた。

それぞれの供述変更後、部下Kは、山岸氏の関与を認める供述を維持したが、Y社長は起訴までの間に供述を撤回し、S検事に対し、撤回調書を作成するようにと申し入れていた。しかし、S検事はY社長の撤回に取り合わず、撤回調書を作成しようとしなかった。

なお、実際には法人貸付スキームを裏付ける客観証拠が多数あり、山岸氏の関与を認める旨のY社長、部下Kの供述は、明らかに客観証拠と矛盾するものであった。特捜部はこれらの客観証拠を軽視・無視し、山岸氏の関与を認めるY社長、部下Kの検察官調書を頼りに、山岸氏を起訴した。

山岸氏の公判では、可視化媒体等によって、以上の取調べの経緯や客観証拠との矛盾が明らかとなり、山岸氏に無罪が言い渡された。これに対して検察庁は控訴を断念し、山岸氏の無罪は確定した。そして、山岸氏は国賠訴訟を提訴した。

4 ● 検察官の陳述書

国賠訴訟における検察官尋問に先立ち、証人となる検察官らの陳述書が提出された。それらの陳述書の内容は、驚くべきものであった。まず、本件の主任検察官であったH検事の陳述書によれば、T検事による取調べについて、「総括審査検察官^{※1}が「机を叩いたり、大声で怒鳴ったりしている場面があった」ことを確認し、主任検察官であるH検事に報告していたというのである。ところがH検事は、総括審査検察官の報告を受けながら、T検事の取調べの状況を可視化媒体で確認することもなく、「供述の任意性を損なうほど

の問題はなかったと判断」したという。このことから、本件では、本来特捜部の取調べをチェックする役割を担っているはずの総括審査検察官制度が、全く機能していなかったことが窺える。

他方、T検事の陳述書によれば、なぜか主任検察官であるH検事からではなく、特捜部長から、取調べについて注意を受けたとするが、その際特捜部長は、T検事に対し、「(K氏に)もっと自発的に供述をさせた方がよいのではないか」とだけ注意し、大声で怒鳴り、机を叩くなどしたT検事の取調べについては一切注意しなかったというのである。それが真実であれば、特捜部長の感覚も著しく一般の常識とは乖離していると言わざるを得ない。

またT検事は、自身の取調べ態様について「(K氏は)もはや言葉だけではうそをついたことも認めないだろうと思い、机を叩きました」「K氏も真剣に向き合い、真実を語るべきだということを伝えるためには、ここで厳しく言う必要があると思い、声を荒げたこともありました」などと陳述書において述べている。そこには、自身の取調べ態様についての反省は凡そ窺えない。

一方、S検事の陳述書には、可視化媒体だけでは窺い知れない特捜内部のやりとりも述べられていた。S検事は、Y氏の供述撤回を受け、主任であるH検事に対し、山岸氏の「逮捕は待った方がいい」と進言したほか、「訂正調書を作成した方がいい」旨も進言したというのである。しかし、H検事は、そのいずれの進言も受け入れず、山岸氏は、Y社長の供述撤回の数時間後に逮捕され、さらにY社長が求めた「撤回調書」の作成も行われなかった。これらの進言について、H検事の陳述書では、いずれも「覚えていませんが、S検事がそのように説明しているのであれば、否定はしません」などとするのみであった。このようなやりとりを見ると、自身の見立てに拘泥し、それ以外の証拠を無視し、後戻りすることができない特捜部の問題性が明らかとなっている。

※1 「総括審査検察官」とは、厚労省元局長事件のスクランダルを受けて法務大臣の指示で設けられた「検察の在り方検討会議」が発表した「検察の再生に向けて」において、「特捜部が行う独自捜査事件については、特捜部内部において捜査・処分が自己完結する体制を改め、『横からのチェック』体制を構築すべきである。」と提言されたことを受け、最高検によって特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック」体制として、2011年5月1日から実施された内部制度である。「すなわち、東京地検、大阪地検及び名古屋地検においては、特捜部が大規模又は複雑困難と認められる事件の捜査を行う場合、検事正が、公判部又は特別公判部に所属する検察官から総括審査検察官を指名し、①当該事件の捜査の進行と並行して、当該事件の全ての証拠を把握し、それらを整理・分析した上、捜査主任検察官とは別の立場で、公判における弁護人としての視点も持ちながら、捜査主任検察官が事実認定上又は法令解釈上の問題点について適正な判断を行っているかを審査し、②当該審査の結果を踏まえ、捜査主任検察官に対して必要な意見を述べ、③決裁官が当該事件における問題点を的確に把握した上で決裁をすることができるようにするため、捜査主任検察官が当該事件の決裁を受けるに際し、決裁に同席するなど適宜の方法により、事実認定上又は法令解釈上の問題点の有無について意見を述べるほか、検事正、次席検事、特捜部長、同副部長若しくは上級庁の特捜係検事からの求めがある場合又はこれらの者に対して報告すべき事由があると認める場合、適宜必要な意見を述べ又は必要な報告をする。また、④当該事件が起訴されたときは、原則として、公判主任検察官として当該事件の公判を遂行するものとし、起訴前の段階においても、捜査主任検察官の了解の下、重要な証人となることが予想される者の供述内容を確認するなど、当該事件が起訴された場合における公判準備のため必要な職務を行うことができることとした」という。

5 ● 検察官らの証人尋問

国賠審理の場における検察官らの証人尋問において、陳述書にもまして、違法・不当な取調べに対し検察官らが意に介さない様子がさらに明らかとなった。T検事、S検事のいずれも検察庁内部で、取調べの研修について「受けたと思うが、その内容は覚えていない」という。厚労省元局長事件の反省として、どのような教訓を学んだのかについても、答えることはできなかった。T検事も、S検事も、自らの取調べが虚偽供述を生む可能性についての自覚はなく、せいぜいT検事が「不穏当だった面がある」と述べただけであった。

さらに主任であるH検事は、先述のS検事からの進言のほか、山岸氏の起訴前の段階で可視化媒体をどの程度確認したかなどについても、法廷で「覚えていない」を連発した。しかし、T検事が激しく机を叩き、怒鳴り続けている姿を起訴前に確認していたのだとすれば、これが記憶に残らないということはあるまいであろう。この点、審理の場で原告代理人が証拠により明らかにしたように、H検事は、過去に自身も机を叩いたり、大声で怒鳴る被疑者取調べを行い、当該被疑者の自白調書の任意性が否定されているという経験を有していた。ところがH検事は、そのことを原告代理人から問われ、当初は、自らはT検事のように机を叩いたり、怒鳴ったりした取調べをしたことはない、と証言した。その後原告代理人が弾劾証拠として、H検事が担当していた事件の尋問調書と任意性否定の却

下決定を突き付けると、H検事は「忘れていた。今思い出した」などと弁解した。このようなH検事の証言を「真に受ける」ならば、H検事自身が、机を叩いたり、怒鳴ったりする取調べは何ら問題がないと考えていたことになる。否、T検事やH検事だけではない。特捜部全体が、これまでそのような取調べの態様を一切問題にしてこなかったのである。密室で手段を問わずに、見立てに沿った供述調書を作成する、それこそが問題とされることなく、連綿と続いてきた特捜部の伝統的な「取調べ手法」だったからである。

6 ● まとめに代えて

山岸氏の国賠訴訟は、取調べの録画媒体、及び検察官らの証人尋問を通じて、特捜部の暗部を浮かび上がらせた。検察庁が厚労省元局長事件で見せた反省やその反省を今後活かすための制度は、まさに絵に描いた餅であり、何らの機能もしなかった。それどころか、冤罪を生む特捜部の「取調べ手法」は、可視化されてもなお、温存されていることが明らかとなったのである。唯一の救いは、可視化されていたことにより、その実相が浮かび上がってきたことである。しかし、検察庁にはその検証に取り組む姿勢は皆無である。もはや検察庁の自力による改善に期待することは全くできない。在宅・参考人を含めた全件可視化、取調べの立会いを含めた抜本的な法改正により、旧態依然の特捜部の捜査手法そのものを解体するほかないといえよう。